

国立国会図書館職員の昇任、降任及び転任に関する
件

(平成二十三年三月三十一日館長決定第四号)

国立国会図書館職員の昇任、降任及び転任については、別に定める場合を除き、政府職員の例に準ずるものとする。

附 則

本件は、平成二十三年四月一日から施行する。